

星槎大学 2024年度以前から在籍されている正科生（10月生・従量課金制）の皆様

星 槎 大 学
学 長 西村哲雄

2025年度以降の段階的な学費改定について

本学は2024年に開学20周年を迎え、新カリキュラム（24カリキュラム）を開始し、新たな価値観を取り入れた科目群を学べる学修環境の整備に取り組んでまいりました。

諸物価の上昇の影響も踏まえ、2024年度に入学金および年間登録料等の学費改定を行った一方、授業料・面接授業受講料等に関しては、より慎重な検討を行うために据え置きとしていました。

検討の末、学修環境のさらなる拡充と教育の質向上に向けて、2025年度以降、段階的に下記のように学費改定を行う運びとなりました。

引き続き、皆様の学修効果を高めるための改革に大学をあげて取り組んでまいります。今後とも、本学の教育活動にご理解を賜り、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

1. 2025年度からの学費改定（従量課金制）
2. 2026年度からの学費改定（従量課金制）
3. 新しい定額制の導入（2025年度より）
4. 学修指導書の印刷（2025年4月より適用）

記

1. 2025年度からの学費改定（10月生は2025年10月より適用）

2020年度より、年間登録料と併せて1科目分の学納金をお預かりしておりましたが、2025年度以降は1科目分の学納金（10,000円）をお預かりしません。

システムの都合上、2025年4月1日～6月10日（2024年度の履修科目登録最終日）に2024年度の最初の履修科目登録を行う場合には、充当科目の選択ができなくなります。同時に履修科目登録いただいた中で最も金額の高くなる科目（最大20,000円まで/20,000円以上の科目のみ登録の場合は10,000円を差し引きます）を充当扱いとさせていただきます。

※従量課金制で1科目も履修できない可能性がある方も安心して在籍していただけるようになります。

※従量課金制の方は休学の必要がなくなり、履修科目登録の期間内で履修科目登録を行える状況であれば、いつでも学修を再開できます。

授業料については2024年度以前から在学いただいている皆様におかれては、2025年度中は据え置きとさせていただきます。

2. 2026年度からの学費改定（10月生は2026年10月より適用）

2024年度以前から在籍されているすべての学生の皆様に新しい学費を適用させていただきます。

■正科生 従量課金制

項目	変更前	変更後
年間登録料	1年間 10,000円	変更なし
授業料	1単位 5,000円	1単位 6,000円
施設管理費	1科目 5,000円	1科目 15,000円
スクーリング受講料	1単位 10,000円	変更なし
体育実技11科目のスクーリング受講料	1単位 20,000円	1単位 10,000円
再履修	再履修費用の適用	新規履修と同額 ※

※再履修の制度は継続しますが、費用が新規履修と同額となります。

3. 新しい定額制の導入（10月生は2025年10月より開始）

従量課金制の授業料改定を踏まえ、正科生の皆様を対象として、新しい定額制を同時に開始いたします（以下、新定額制と表記します）。

<新定額制を利用するメリット（従量課金制との比較）>

※以下のメリットは新定額制の期間におけるメリットです。途中で従量課金制に変更した場合や5年目に従量課金制に移行した場合にはこの限りではありません。

・学修計画に関するメリット

万一、予定通りに履修できなかったとしても、単位ごとの請求ではないため、学費が多くかかる心配がありません。また、細かな計算をして学費を算出する必要がなくなることで、学修に集中していただけます。

学費を支払う方と学修される方が別である場合も安心です。

・支払い方法に関するメリット

毎年、決まった金額の学費を支払っていただくことになるため、学費支払いの計画が立てやすくなります。

・履修科目登録におけるメリット

新定額制では学費支払いが発生する場合でも、入金確認を待つことなく、続けて履修科目登録を行うことが可能です（施設管理費が必要となる科目を履修科目登録した場合には、事務局のタイミングで払込用紙を送付します）。

従量課金制から移行していただくことで、いつでも履修科目登録を行っていただけるようになります。

※従量課金制では、履修科目登録の後、入金の確認ができるまで次の履修科目登録を行うことができません。

<学費>

年間費用（授業料・スクーリング受講料として）

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
40 万円	30 万円	20 万円	10 万円

※年度開始前（10 月生は 8 月）に年間費用の分納を選択することができます。1 年目・2 年目・3 年目は 4 分納もしくは 2 分納、4 年目は 2 分納が選択可能です（大学で付与しているメールアドレスへ毎年、ご連絡します。分納希望の方は毎年必ず期日までに回答してください）。

※**年間登録料は別途支払い**が必要です。

※一部、施設管理費の支払いが必要な科目（体育実技 11 科目）については**履修科目登録ごとに施設管理費を別途お支払いいただきます。**

※そのほか、授業料・スクーリング受講料以外の学費は別途、その都度、支払いが必要です（例：教職課程登録費、日本語教師コース登録料、教育実習管理費、社会福祉士養成課程登録費、ソーシャルワーク実習管理費、卒業諸費用等）。

<履修上限単位>

いずれの年も履修科目登録の上限は 48 単位です。

<その他留意点>

・原則、4 年間は新定額制コースのまま継続となります。

・1 年間休学した期間は新定額制コースの年数から除外します。

（例）2025 年度 新定額制コースで学修（1 年目：40 万円＋年間登録料支払い）

2026 年度 休学（年間登録料のみ支払い）

2027 年度 新定額制コースで学修（2 年目：30 万円＋年間登録料支払い）

：

・休学した方が特段の事情があり、半年で復学を希望する場合は残りの期間で新定額制コースの学修を行っていただくことになり、新定額制コースの年数から除外しません。

※休学は原則、1 年間となります。休学前から半年後の学修再開を予定している場合には休学しないでください。

※復学の制度は、休学中に置かれている事情が変わった方のための制度です。

※年度の途中から半年間休学をすることはできません。

（例）2025 年度 新定額制コースで学修（1 年目：40 万円＋年間登録料支払い）

2026 年 10 月～ 休学（年間登録料のみ支払い）

2027 年 4 月～ 復学（新定額制コース 2 年目を残り半年で履修：30 万円支払い）

2027 年度 新定額制コースで学修（3 年目：20 万円＋年間登録料支払い）

：

・事情がある場合には、**従量課金制に移行することができますが、10 月生は前年度の 8 月末日まで**に所定の方法で申し出てください。申し出の方法は学生ポータルサイト上で告知します。

・従量課金制で入学した方が 2 年目以降、新定額制コースを開始することも可能です（新定額制になった年を 1 年目とします）。希望の **10 月生は前年度の 8 月末日まで**に所定の方法で申し出てください。申し出の方法は学生ポータルサイト上で告知します。

（例）2024 年度 従量課金制で学修【10 月生：2025 年 8 月に申し出】

2025 年度 新定額制コースで学修（1 年目：40 万円＋年間登録料支払い）

2026 年度 新定額制コースで学修（2 年目：30 万円＋年間登録料支払い）

：

- ・新定額制コースの方が従量課金制に変更した翌年度に再度、新定額制コースに戻る場合には、1年目からの再スタートとなります。

(例) 2025年度 新定額制コースで学修 (1年目: 40万円+年間登録料支払い) 【10月生: 2026年8月に申し出】
2026年度 従量課金制で学修 【10月生: 2027年8月に申し出】
2027年度 新定額制コースで学修 (1年目: 40万円+年間登録料支払い)
:

4. 学修指導書の印刷 (4月生 10月生問わず、2025年4月より適用)

150円の印刷費用を申し受けることで学修指導書の印刷販売を行っていましたが、近年、学修指導書をご自身で閲覧される方が増えたこと、年度途中であっても最新の学びを提供するために学修指導書の差し替えが頻回に行われていることを理由として、2025年4月以降の印刷販売は行いません。

今後は学生ポータルサイトに掲載の学修指導書 (PDF) を確認し、必要に応じてご自身での印刷をお願いします (PDFは引き続き全科目、無料でダウンロード可能です)。

自宅での印刷が困難な方で、印刷を行いたい場合には、コンビニプリント等の利用をご検討ください。

【参考情報: コンビニのコピー機で印刷する方法】

- ・セブン・イレブン: <https://www.sej.co.jp/services/multicopy/print.html>
- ・ファミリーマート: <https://www.family.co.jp/services/print/print.html>
- ・ローソン: <https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

以上